

事務連絡

令和5年2月24日

川崎認定保育園助成対象児童の保護者の皆さま

川崎市こども未来局保育事業部

保育第2課長

新型コロナウイルス感染症により臨時休園等を行った場合の 登園自粛協力金について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴い認可保育所等が臨時休園となった場合等においては、登園しなかった日数に応じて保育料を減免する対応を行っており、川崎認定保育園についても登園自粛協力金による対応を行っているところですが、先般、内閣府・厚生労働省より、令和5年4月以降当該減免措置を廃止する旨の通知が発出されたことから、本市におきましても、現行の新型コロナウイルス感染症に伴う保育料減免の取扱いを令和4年度末までとし、令和5年4月以降は行わないこととしましたので、併せて川崎認定保育園の登園自粛協力金につきましても廃止となる旨、お知らせいたします。

引き続き新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のため、御家庭における児童の健康管理、保育所等の感染予防対策に御理解・御協力いただきますよう、お願いいたします。

1 川崎認定保育園の登園自粛協力金について

新型コロナウイルス感染症による臨時休園期間や、園児が陽性・濃厚接触者となった場合の登園停止期間等の登園自粛協力金については、令和5年3月31日で終了となります。

2 園における感染拡大防止への対応について

園が実施する新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のための取組等に引き続き御協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、登園停止の取扱いについては従来と変更ございませんので、園児が陽性又は濃厚接触者となった場合につきましては、在園する施設へ速やかに連絡をお願いいたします。

【問合せ先】

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128